適用日から起算して一年を経過する日までの期間	
第二条の二第三項	二・五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率
	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率

平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	
第二条の二第三項	二・五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率
	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率

平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	
第二条の二第三項	二・五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率
	掲げる比率を合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条の二及び第三十一条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間		
第十九条の二第三項及び第三十一条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
第十九条の二第四項及び第三十一条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間		
第十九条の二第三項及び第三十一条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント
第十九条の二第四項及び第三十一条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間		
第十九条の二第三項及び第三十一条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント
第十九条の二第四項及び第三十一条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間		
第二条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間		
第二条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間		
第二条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率

金融庁
財務省
経済産業省告示第七号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁財務省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十六日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄